

平成 24 年

新 城 市 教 育 委 員 会

9 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

1 日 時 9月27日（木） 午後1時30分から午後5時まで

2 場 所 新城市勤労青少年ホーム 集会室

3 出席委員

川口保子委員長 瀧川紀幸委員長職務代理者 菅沼昌人委員
馬場順一委員 筏津順子委員 和田守功教育長

4 説明のため出席した職員

夏目道弘教育部長
小石清人教育総務課長
原田隆行学校教育課長
菅谷典弘生涯学習課長
請井浩二文化課長
佐宗勝美スポーツ課長
山内祥二文化課参事
加藤貞享文化課参事

5 書 記

小林義明教育総務課副課長

6 議事日程

開 会

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教 育 長 報 告

日程第3 協議・報告事項

- (1) 9月定例市議会について
- (2) 平成25年度教職員定期人事異動方針について
- (3) いじめの対応について
- (4) 子ども市民プールの利用実績について
- (5) その他

日程第4 その他

- (1) 新城市教育委員会表彰式について
- (2) 教育委員の任命及び臨時教育委員会議の開催について
- (3) 学校環境改善に向けた教職員と教育委員との懇談会について
- (4) 資料館・保存館の「秋の特別展」について

- (5) 博物館の10月の行事について
- (6) スポーツ課10月の行事について
- (7) 生涯学習課の行事について

委員長

それでは、平成24年9月の新城市定例教育委員会会議を始めさせていただきます。

日程第1 前回会議録の承認

委員長

日程第1、前回会議録の承認でございますが、事前にお目通しをいただいています。ご異議がなければご承認、ご署名をお願いしたいと思います。（「異議なし」の声）異議なしと認めますのでご署名をお願いします。

（会議録署名）

日程第2 教育長報告

委員長

それでは日程第2、教育長報告に入ります。それではよろしく申し上げます。

教育長

お彼岸が過ぎ、朝晩と過ごしやすくなってきたな、と思います。9月の動きをご紹介します。

今、「下敷き」が配られておりますが、これは、3日の「あはは運動」の下敷きということで、市内の全小学生に配布いたしました。見ていただくとわかりますように、表が「新城共育すごろく」となっており、あははのあいさつ、はきもの、返事、それから基本的な生活習慣、何が大事かというのを、すごろくをしながら楽しむ中で、それを意識することを意図して作られています。それから、裏面を見ていただきますと、「新城の三宝めぐり」、ということで、市内の小学生に、ぜひこれだけは6年間のうちに訪ねてもらって、新城にはこんなすばらしいものがあるということを実感してもらえたらな、というかたちで描かれております。子どもたちにぜひ使ってもらって、また共育ということで、親子で楽しみながら新城のよさ、そして社会的マナーを学習してもらえたらな、と思います。ぜひ委員さんたちにも遊んでもらえたら、と思います。

7日ですが、新城ロータリーの例会へ呼ばれ、先日ニューキャッスルへ行った体験から、「青少年の語学教育について」ということで、英語教育、特に英語で自分の考えを述べたり、議論をし合うという力が大切であると痛感してきました。昨日から、国連の方へ総理が行っているわけですが、日本人に必要な能力だな、と思います。日本語においてもそうですし、ましてや英語においてそういうことができないと、ニューキャッスルの仲間が集まっても、なかなか対等の立場ではできないな、と思います。そういった面からの話をしてまいりました。

そして、9月市議会本会議が開かれました。一般質問では、長田議員、鈴木真澄議

員、中西議員、前崎議員からの、教育委員会に対する質問がございました。また後ほど、部長から報告があります。

それから、21日には、新城東高校作手校舎の体育大会がありました。丁度、作手中学の3年生も中高連携教育ということで、午後、体育の時間を使って参加しておりました。中学生がなかなか活躍しておりました。

土日ですが、2日、市民文化講座、「子どもの健やかな成長を願う会」ということで、教職員、PTAの方が一緒になって大谷先生の話聞いた後、「今、私たち、地域に何ができるか」というテーマで、5つの分科会、例えば「子供とのコミュニケーション」と「家庭生活のルール」、「地域の宝を伝えるために」など、テーマを掲げて話し合いがなされました。

それから、3日から愛知県の事業として、3市町村に若い女性が入りまして、「愛知の山里で暮らそう 80日間チャレンジ」ということで、新城市は加藤夕沙さんが入り、作手・鳳来・新城とさまざまのところへ行って、地域の方と交流をしながら、フェイスブック等でアピールしております。私も毎日見ておりますが、本当にいい取材をしていただいて、いい発信をしていただいております、と思います。

それから、岡野薫子先生の展示会がずっと行われているわけですが、岡野先生もたまに土日お見えになって、その時には全国から著名な方がいらして、会場をみていただいております。やはり、児童文学作品だけではなく、絵画の力においても、画家の方や美術のOBの方がみえても、素晴らしいという賛辞をいただいております。岡野先生の言葉で、「ぜひ地元の子どもたちや教職員に、それから全国に向けて発信したい。」と言っておりました。また、「美術や理科、そういった先生方にもみていただきたい」とも言っておりました。市長ブログにも、はじめの頃、この感想がのっておりましたが、私たちは東三河ぐらいで意識が終わっているのですが、先生ご自身は全国だ、ということで、もっと広く外を見ることが大事だな、と思いました。

それから、9日に新城笛の盆のみなさんが、「野田城伝」ということで、おそらく野田城開設以来、初めて大勢の人が入り、野田城を称え、イベントを行うことができたのではないかな、と思います。私も岡崎から来た方などを案内しておりましたが、昼、夜あわせて2000人以上の方が訪れました。夜の篠笛の演奏など、感動的だった多くの人から感想をいただいております。

それから、15日、16日ですが、車で浪江町まで行ってきました。宿は仙台周辺は、全部満室でした。いかに多くの国民が東日本へ行っているかということが、それだけでもわかりました。初日には、放射能汚染地帯ということで、浪江町へ行ってきました。ちょうど、前に行った時から1年ぶりでしたが、まさに驚愕の風景でした。何が驚愕かというと、1年前と何も変わらない、ということです。止まっている車もそのまま、地震で壊れた屋根に被せてある青いシートもそのまま、1年前に撮った写真と今回撮った写真は、寸分のくるいもなく同じです。ただ、日付と時間だけが違う、これは放射能汚染というものを、本当にもっともっと真剣に考えなければならないな、と痛感いたしました。

それから大川小学校、こちらは大勢の子供たちが犠牲になっているということで、行ってまいりました。昨年行った時とくらべ、瓦礫がきれいに片付いておりました。それから、昨年行った時は、祭壇は木でしたが、新しく横へ鉄筋のコンクリートの祭壇と、それから子守り地蔵や、色々な像ができておりました。三角地点から見ると、大勢の方々が訪れているのが見えました。体育館は取り壊されていたわけですが、前回行った時は暗い中でしたので、おおよその見当だったのですが、実際明るい場所で、ここなら避難できたはずだ、という所へ行ってみると、体育館からわずか10メートルのところですが、谷線の窪地、ここを登ったならば助かっただろうな、ということを実感しました。親たちの、悔やんでも悔やみきれないという思いが伝わってきます。その横に、記念植樹がありました。名前が、「手あわせ桜」でした。手あわせ桜ということで、本当に限らない命を失ったということ、地元復興のためにこの桜を植える、ということでの命名がしてありました。本当に、集団のなかでのリーダーの決断というのは大事だな、と感じます。できるならば1年ごとに行き、自分の脳裏に焼き付けたいと思います。来年も行けたら、実行しようと思っています。

それから17日、市内各所で敬老会が行われました。私も大海に出かけました。地域の方々の、お世話になった長老の方々を祝福している気持ちが伝わってきました。お年寄りの方々も、余興としてカラオケがありました。腰骨が伸び、声高らかに歌を歌う。やはり歌というのは人を元気にするな、と思いました。それが1人ではなく、マイクを持つ方全てがそうですから、感心いたしました。

22日には、14の小学校で運動会がございました。私も、これが最後の運動会という学校が6校あるものですから、それだけは回ろうということで、菅守小、開成小、巴小、協和小の4校をまわりました。それぞれ趣向を凝らし、地域の方々と一緒になって運動会を盛り上げていました。それから新城小へ行きました。工事中でございまずので、いつもの通路が通れず、迂回して北校舎の西の方から回っていく、というかたちでした。狭い中ですので、いつもと比べてより多くの人が集まって盛り上がっているような印象を受けました。それから山吉田小、ここも最後です。そして庭野小、舟着小、東郷西小と訪ねました。それぞれ教職員一丸となって、感動的な体育大会、運動会をやっていたのではないかなと思います。あと5校については、29日、30日に行われます。

その他ですが、作手校舎の存続のための要件ということで、先だってこの場で議論した内容を要望してきたわけですが、現実のところ、これまでの存続要件、すなわち作手中学校から10人が行くということを最低基準として、2年連続してそれが達成できなかった場合については、その翌年から募集停止をするという基準があるのですが、現状は大変厳しいです。何とか対策なりを、存続のためには講じていく必要があるな、と感じております。以上です。

委員長

ありがとうございました。それでは今のお話でご意見、ご質問ございましたらお願いします。

委員

6日に、千郷地区教育懇談会とありますが、これはどういう会ですか。

教育長

学校の4役、PTAの役職のみなさんが集まりまして、小中の校長から学校の現状報告をしていただいて、話し合うという機会です。以前からずっと続いているものです。

委員

先ほど出ました作手校舎存続の件で、先日校長とも話をしまして、現状は作手中学校から作手校舎へ進学を予定しているのは、現時点で少数ということです。バスで通えるようになったのはありがたいのですが、今、格安で来られるようになったものですから、作手から外へ出たい、という生徒が増えまして、現在のところ極めて厳しい状況にあります。県との交渉はどの程度いつているのでしょうか。

教育長

この3月末については、やはり現行のルールで、ということでありまして、また9月、10月に募集定員については決めていくことになるかと思いますが、ルールについては変更することができないということです。地域の声を大事にするというのはあるのですが、ルールがある以上どうなんだ、と言われた時に、難しいかなと思います。

委員

では、現実的に10名をきれば翌年から募集停止になる可能性はある、ということですね。

教育長

それは県が判断することです。下の新城高校、新城東高校、こちらの募集定員がどうなるか、ということによって作手校舎に行く人数も決まってくると思います。例えば、下が6クラスありますが、またさらに学級数を増やすということになってしまうと、上から、みなさんどんどん入りやすくなるから下へ行く、という状況になります。やはり、水が流れるのと同じように、旧鳳来地区、新城地区の子どもたちも、上へ行くということは少なく、下へ行く傾向が強いです。募集定員を増やした場合には、欠員がないとも限らないです。そうすると、どうなるかという、やはり学校の目的とするものが非常にやりにくくなる状況が生まれてくる、と思うわけです。ですから、ある面、募集定員次第というところがあるわけです。多分、現状であれば、それぞれが程々に埋まっていくであろうけれども、学級増がされた場合には、厳しいだろうという推測をしております。

委員

地元としては、どうしても高校を残してほしいというのは当然だけれども、例えば、地元から小数しか行ってないのに、残してほしいという根拠というのは成立するのでしょうか。

委員

一般論的に言えば、残せと、だけれども、わが子を行かせるということになると、

また少し判断が違ってきます。今年入った1年生の状況において、一部の生徒ですが、素行が良くない生徒もみられます。

委員

先月話し合ったいじめの問題とも関連しますが、加害者ばかりがはばをきかせておいて、被害者の方が学校へ行けなくなったり、転校を余儀なくされるというのは、よくないですね。

教育長

今の作手校舎については、中高連携教育で、先生方もすごくがんばっていただいております。この間の体験入学でも、作手校舎の先生方がすばらしい授業をし、子どもたちも楽しんで来ています。そういう面では、とても理解があるのですが、さあ自分が入学するかどうかというと、色々な環境、状況を見ると、一步踏みとどまってしまうという現状なのです。

野球部の子どもたちも、運動会、体育大会へ行った時には長縄をやりまして、1年生が長縄を52回やりました。あの中に野球部の子どもたちが含まれているよ、と聞きました。本当に真面目に、真剣に取り組んでいました。いい評判の声も聞こえておりますので、今、綱引き状態ですが、何とかいい方向へ、と願っています。

委員長

ありがとうございました。他にございますか。

日程第3 協議・報告事項

(1) 9月定例市議会について

委員長

日程第3 協議・報告事項(1) 9月定例市議会について、お願いします。

教育部長

私から、9月の定例市議会が終わりましたので、その概要をご報告させていただきます。9月4日から21日まで、18日間の会期で行われました。そこに付議されました案件は、全部で64案件ございまして、そのうち教育委員会に関連する議案が3つございました。

1つ目は、市民体育館の設置に関する条例の一部改正でございます。これは、新庁舎の建設に伴いまして、今の市民体育館が取り壊されるということで今進んでおりますので、市民体育館の本体の部分を条例から削除する、という条例改正です。

2つ目は、一般会計、補正予算です。教育費の関係では、私立高校授業料の補助金の増額をしております。これは、対象となる子が増えてきたことによる増額です。それから、小中学校の施設管理等における営繕のものです。当初予算で見送った分や、その後の点検等で必要となってきた分を計上しております。

それから来年度スタートいたします、作手小学校のスクールバスでございますが、購入の経費を計上しております。それから同じく、もう少し先の話になりますが、作手小学校の建設予定地の地質調査、それから基本設計の経費も今回計上いたしました。

これは、学校建設という話だけでしたらもう少し先でもいいわけですが、作手の行政庁舎の建設も合わせて進めるという話があがっているものですから、それに合わせるかたちで今回あげました。

それから、小学校の社会科の副読本に「わたしたちの新城」というものがありますが、今年度内容の改訂をかけております。来年度から使おうということで進んでおりますので、その製本の経費を計上しております。

それから図書館をはじめ、様々な社会教育施設の消火器の更新をかけております。それから、文化会館の浄化槽の撤去、一番大きな経費になりますが、図書館の空調設備の改修を、この9月議会で計上しております。それから、市の指定文化財の棕の木、これは庭野信号交差点を黒田の方へ向かっていきますとすぐ、道路の真ん中に立っているものがあります。中が空洞化してきておりますので、専門の方にみていただきまして、補修をしていただくということで、そういった経費を計上しております。以上が補正予算です。

それから3つ目ですが、教育委員さんの任命の議案です。筏津委員さんが今期でご退任されるということで、後任の方に花田香織氏が議会で同意されました。以上3つでございます。

教育委員会関連の議案につきましては、全て可決しました。今回の議会では、全部で64案件ありましたが、ご承知のように、しんしろ版こども園への移行の関係で、保育園の設置条例、それから学校設置条例、それと幼稚園の保育料条例、この3つを一括して上程しておりましたが、今議会では否決されました。否決の一番大きな理由といたしましては、今回のこども園では基本保育料を無償化する、という案件が入っていましたが、その無償化をすれば今まで入ってきた財源が入ってこなくなります。その影響は、トータルで1億7千万円ほどという試算がされております。その補てんをどのようにしていくのか、という部分でかなり激しい議論が交わされまして、しっかりと財源の担保をするまではいかなるものか、ということで、それが一番大きな原因でした。その他にも、基本保育の時間が8時30分から15時までという設定をしておるのですが、実際の親の就労時間と合わないのではないか、という議論もありました。新聞等でもみられているかと思いますが、来月に臨時議会を開催しまして、再度審議をしていくという方向になっています。

それから、もう1つ大きな議論になったのは、市役所の新庁舎の建設であります。今の市民体育館の位置に建てようとしているのですが、その南に1本市道をつくりたいという議案をあげましたが、これも市道を認定する議案につきましては、事前にしっかりと説明を議会側として受けていない、それから今やらなくてもいいのではないか、というようなことで、否決ではないのですが、継続審議というかたちになりました。議案の関係は以上です。

それから一般質問ですが、全員で11名の議員さんから質問がありまして、そのうち教育委員会関係のものについて、4名の方から質問がございました。まず、長田共長議員から、小中学校の教育振興について、ということで、大きな題でいただいたの

ですが、毎年恒例になっております校長会からの予算要望というのがございまして、たくさん要望があるのですが、特に要望したいというものが6点ございました。その6点について、市がどのように考えるのか、という質問をいただきました。これらにつきましては、ハートフルスタッフ、用務員、調理員の関係をもっと充実してほしい、だとか校長室の空調設備、子ども用の机・椅子、教育事務機器等の充実、色々な営繕の関係の予算の充実等々をいただいております、基本的にはすぐには整備はできませんが、順次受け取った要望については真摯に受け止めて、対応を検討してまいります、という答弁をしております。

それから2人目に、鈴木真澄議員は2つの点についてご質問いただきました。1つは、教育方針「共育の日」についてご質問いただきました。「共育の日」は、今年度全校、ほぼ同じ日程で開催したわけですが、そういったことが教育委員会主導ではないか、学校に負担がいつているのではないかというような視点でご質問されました。「共育の日」は大変多くの方がお越しいただきまして、様々なご意見をいただきました。大変よかった、という意見が非常に多くありました。共育のねらいの第一歩は、今回踏み出したことを認識しているということ、今年の実験をもとに、さらに市民が参加しやすいような工夫をしてみたい、というような答弁をしています。

それからもう1点、いじめ問題についてであります。いじめ問題については、教育長が答弁をいたしました。要点といたしましては、いじめはあってはならないものなのですが、どこでも起こりうるものである。市教委としては、学校と一体となっていじめ撲滅に向けて、教職員一丸となって「ならんことはならん」という毅然たる態度で対処をしているところである。そして日頃から、新城警察署や児童相談所と連携して子どもたちを見守っております。今後においては、この共育を浸透させるということで、家庭や地域とともに支援をしていきたいと考えております。それから、いじめ防止については、人間関係を良好に保つ学校・学級づくりを目指すことが大切であります。その際に必要なのが、「恕」の精神である、と教育長は提言されております。「己の欲せざるところを人に施すなかれ」という思いやりの心を育むことが、いじめ撲滅に繋がる大切な教育である、という風に答弁しております。また教育長資料を読んできていただきたいと思います。

それから3人目、中西宏彰議員から、市民体育館の重要性について、という質問をいただいております。市民体育館が今回なくなることによって、その後の対策について何か考えているのか、という質問でございます。まずは市民体育館が来年度早々には解体される予定でありますので、事前の市民周知等はこの議会が終了した後、すみやかにやっていきます。それから体育館がなくなりますので、その後の代替施設につきましては、市内の小中学校の体育館の開放や県立高校の体育館の解放に向けて依頼をしていく、また大谷大学が撤退をしたわけですが、そこに体育館がございまして、その活用についても、今後検討をしていく、という答弁をしております。それから、新しい体育館をつくる予定は、という質問もいただいておりますので、これにつきましては、すぐにとというのはとても無理な話でありますので、当面は体育館機能を何とか

保全していきたい、という視点で取り組みを進めたい、先ほども言いましたように、市内に色々な体育施設があります。その活用とあわせて、東三河県庁が設置され、この東三河の広域的なビジョン、計画が策定されていますが、その中に新城市の要望として、総合公園の中に、防災機能を兼ね備えた体育施設をつくっていただけないか、という要望をしておりますので、そういったことも答弁させていただきました。それから、市民体育館がなくなることによって、市民の間でスポーツの意識が低下してしまわないか、というようなご質問をいただきました。現在、色々なところで開催されております、市民の方々のスポーツ活動をみておりますと、市民体育館がなくなることによって、極端に意識が低下してしまうということは、まず考えられない、ただ今後ともスポーツ振興をもっと進めていくという意味において、どんどん色々な取り組みを工夫しながらやっていきたい、という答弁をしました。

もう1つ、桜淵いこいの広場の周辺整備についてのご質問がありました。一部未舗装部分がありますので、その計画はないか、ということでしたが、これにつきましては市民プール前の砂利の駐車場がありますが、これにつきましては市民プールの後利用をどのようにするのか、それが決まりましたらそれに合わせてやっていきたいという答弁をしております。それから、いこいの広場全体を総合スポーツ公園として整備する気はないか、という質問をいただきました。これにつきましては、ご承知のように、あそこについては非常に多目的な利用をされています。スポーツの大会等はもちろんです、さくらまつりをはじめ、教育委員会でも新城ラリーのメイン会場となったり、そうしたイベントの会場としても使われておりますし、もっと言うと、ドクターヘリの発着場になっていたり、災害時の自衛隊の集結場所に指定されております。ですので、総合スポーツ公園のような、ある一定の目的に限ったものにしてしまうと、そういった多様な使い方というものが若干制限をされるのではないかと、ということも言わせていただきました。いずれにしても、すぐには総合スポーツ公園というかたちでは考えていない、という答弁をさせていただきました。

それから最後ですが、前崎みち子議員から、子どもの人権を守るためのいじめ対策、ということでご質問をいただきました。これは非常に難しい質問でありました。これも教育長が答えていただきました。これも先ほど申しました教育長のレポートを読んでいただきたいと思います。一般質問は以上でございまして、あと、この9月議会というのは、23年度の決算を認定する議会でございます。決算議会などとも言われますが、決算の質疑が行われまして、教育委員会ではお2人の方から質疑を受けました。鈴木真澄議員から、学校教育課でもっている、人権サポート委員会というものがあるのですが、23年度は開催がなされなかったが、それはなぜか、という質問をいただきました。23年度については、委員会を開催するまでの重篤な案件というのは発生をしなかったため、開催をしなかったという答弁をさせていただきました。

それからもう1方、加藤芳夫議員から、作手の歴史民俗資料館の業務内容、年間の入場者数はどれくらいか、という質問を受けました。これは色々なところへ業務委託をしているので、それを答え、年間の入場者数は1159人であるということをお答え

ましたら、加藤議員は、入場者数はもっと少ないと思っていた、ということで1000人を超す入場者数に少し驚いていたような感じでした。議会の報告は以上でございます。

委員長

ありがとうございました。それでは、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

委員

こども園に関して否決ということで、今後のスケジュール、次のテーマに向けてどうなっていますか。

教育部長

新聞報道を超える情報は持っていませんが、今聞いているところだと、臨時議会を10月16日に開催したいということで、議会と調整中であるということです。先ほども申し上げましたように、今回の否決の最大の要因というものが、基本保育料の無償化という部分にあるものですから、どうも市長は少し歩み寄るような感じであるようです。ただ、最初から言っておりますように、現行の保育料水準を上回らないということを当初から言っておりますので、そのあたりで、どのあたりにおとしどころをもっていくのかということになろうかと思えます。10月4日、もしくは5日が告示日になると思いますので、それ以降に議会との調整がなされるのかな、という気がしております。

委員

議会では、具体的に無償化の何が問題ということだったのですか。

教育部長

実質1億7千万円ほど、無償化することで今までの収入と比べると穴があく、ということでもあります。支出をする経費はそんなに変わらないものですから、それだけ財源がなくなります。その財源の工面をどのようにするのか、ということです。説明としては、市民病院への一般会計からの繰り出しを少し抑える、それから国民健康保険の特別な繰り出しを今やっておりますが、それも少し抑え、ですがそれでも1億7千万円は工面できませんので、あとは既存の事業のなかで財源を生み出す、という説明をしております。特に、市民病院や国民健康保険から財源を引き出すということに、抵抗を示されてみえました。ここからは個人的な受け止め方ですが、市民病院は今まで赤字でしたが、23年度については黒字となりました。ただ、累積する赤字というのはまだ残っておりますが、当面資金繰りに困るような状況は脱した、と思われまます。ああいった市民病院は公営企業と言いますが、そういったところへ一般の市税をどれだけ出せるのか、という基準が総務省の基準でありますので、その基準通り出してはいるのですが、それ以上に特別な繰り出しをしておりますので、黒字になったということで、少しそのあたりを今までより抑えましょう、というのが1点です。それから国保会計については、2年前に国保の税率改正をしております。改正後は上がったものですから、ただ、一気に上げるとかなりの負担になってしまうので、少しずつ上げている段階にあります。そのラインは前回の税改正で決まっておりますので、そこに近づ

くにつれ、繰り出しは少なくなっていく。そういったことから、財源の確保をしようとしたのですが、やはり病院や国保は医療や福祉の分野で支出をするお金ですので、それから何がしかを引き上げるといふ抵抗といふのは相当あったのかな、という気がしております。そんな受け止め方を個人的にはしております。

委員

そうすると、1億7千万円の財源確保の根拠を出していくか、または無償化ではなく有償で、ただここまでしか出さなくていい、という案を出していく、ということでしょうか。

教育部長

これも新聞に載っていたのですが、市長はまず25年度スタートの時点では、完全な基本保育料の無償化、0円ではなくて、何がしかの保護者負担を求める方向でいくと思います。ただ、無償化を完全に断念したわけではないようです。将来的には無償化に向けた動きをしていくのではないかな、という感触を得ています。

委員

今の件で、私も新聞記事の中からの判断ですが、まずこの問題の一番の問題点は、1つは受益者負担ということです。以前は受益者負担という考えがほとんどで、実際に恩恵を受ける人たちがお金を出し、やってもらうのが当然ではないか、という考え方の中から、特に教育の中では子どもたちが激減していく中で、こども園もそうですが、子どもに対しては受益者負担ではなくて、地域で育てるんだ、地域の子もだ、という考え方からすれば、わが子、わが孫が行っている、行っていないに関係なく、みなで負担し、就学前の子どもたちが全員安心して、保育園、あるいは幼稚園に行けるようなことをするのが、この制度の一番の問題点だと思います。そのあたりについて、議会の中でどういった議論が展開されたのか、新聞で全く知ることができませんでした。お金があるとか、ないとかいう問題ではないのではないかな、と思うのです。市全体で2億、というお金は、全て新しい保育園をつくり、新城の新しい出発を子どもたちのためにする、という意味においては、議会が必死に抵抗するような問題ではないと思います。議会の討論が、そういったところをおさえてなされなければいけません。私学助成のことと同じですが、地域、国の政策として、こども園で言えば、新城の議会、議長がどういう判断で否決していったかということ、これだけ報道されているわけですから、きちんと説明し、それがわかるようにやっていただかなければ、非常に虚しさを感じます。

教育部長

議会の議論のなかで、当然市長も答弁をしています。市長の無償化に対する思いというのは、先ほど委員さんがおっしゃられた、受益者負担云々ということではなく、就学前の子どもの幼児教育をどうやって担保していくのか、社会、地域の責務として位置づけたい、という考えがあり、しんしろ版こども園という制度を立ち上げてきたというのがあるものですから、その考えをずっと貫くと、その経費というのは、むしろ一般の税金で賄うべきであるという考えに到達します。そういったことで、市長は

無償化という選択肢を選んだのだと理解しています。ただ金額が金額ですので、財源的に揺らいでしまうと、たとえいい制度でも長続きしない、ということではよくありませんので、そのあたりの財源の工面をこんな風にしたいということで訴えてはいたのですが、どうも議会の議論がお金の面に偏ってしまった、という感はしました。ですので、この議論というのは今回これで終わってしまったのですが、決してこれで終わらせてはいけないもので、完全にシステムとして出来あがったものではないですので、とりあえずは25年度にスタートをするのですが、その後色々問題点が出てくるはずですので、少しずつ直しながら、安定させていくという努力が必ず必要になってくると思います。

委員

ここで話をすることがどこでどう反映されるのかわかりませんが、教育委員の立場で言わせてもらおうと、やはりこの問題は、長時間かけて順番に解決していくという問題ではなくて、発足にあたって、これは新城の教育の意気込みであると思います。どこの自治体もお金が余っているところなどはありません。そういう中で、しかし、新城市は就学前の子どもたちの教育を保障しよう、ということで、そういう意気込みのもとで色々な委員会をつくって連携し、今日まで至ったわけです。ある意味では全国に誇りうる制度だと思えます。新城市の教育をアピールすることによって、新城の存在そのものをアピールすることに繋がる、ということを考えて時に、お金が足りないからいただきます、というのでは他でやっているものとかかわらないではないか、と思うのです。やはり教育には夢や希望、あるいは今後の意気込みというものが入っているわけです。そういう中で今回無償化というのは、確かに財源的には厳しいかもしれませんが、議会では私たちがわかるような議論を展開してほしいし、もっと詳しく伝えてほしいです。教育委員の中で、こういう意見があったということ伝えてほしいです。

委員

最初に質問した時にも言いましたが、無償化の財源の問題なのか、理念の問題なのか、どっちなのでしょう。

教育部長

議会の議論のなかでは、無償化に反対する理由として両方ありました。単純に財源の話と、いわゆる幼児保育、教育のサービスをこども園に通わせると受けるようになるわけですが、先ほどの委員さんの話とは逆になりますが、保育料の負担はあってしかるべきではないか、という理由と2つありました。

委員

例えば、無償だとしても、少しなら払えるよ、という人も出てくると思います。それであれば、寄付や募金をしてもらうなど、どうやってこども園を盛り上げていくか、という発想の中にあると思うのです。理念がいけないのか、財源がはっきりしないからいけないのか、そこがはっきりとわからないです。

委員

ある新聞には、市長の見解として書かれていましたが、議会のなかでも理念は理解されているが、財源が問題だということです。今、国会で増税の法案が出ていますが、それが通ると、そのおこぼれがあるので、それをあてにしているのではないかというような論調はありましたが。

教育部長

私も本会議場におり、議論を聞いているなかで、こども園の理念そのものを否定してしまう、というような議論はなかったと受け止めております。いわゆるお金の部分に終始してしまった、ということでありました。消費税がこれで増税されていきます。その分の一部は子育て支援へまわします、と言っていますが、何らかのかたちで、自治体のほうへ財源支援というかたちでくるのではないか、ということが可能性として見込まれるわけです。これは相当上っ面の部分の議論になりますが、市の財布の中でこっちからこっちへとお金を移しましょう、という話なのですが、外から新たな財源としてくれば、他には影響が少なくなる、そのあたりで今回の財源の議論というものが薄まりはしないか、という思いはします。ただ消費税増税で、子育て支援にまわす部分が7千億円あるのですが、具体的にどんなふうになるのか、ということは全然聞こえてこないものですから、はっきりしたことは何とも言えないというのが現状です。いずれにしても、市長がこども園の構想を取り下げる、というような気はないので、しかも理念そのものについては承認されたという受け止め方をしていますので、あとは細かな部分をどうすり合わせていくのか、といったことがまず当面の問題です。ただ、無償化ということを中心に捨ててしまったわけではない、と思います。

8：30～15：00までのコアの部分についてですが、その部分が無償化しましょう、ということで進んでいたのですが、なぜ3時までで4時までみたくれないのだ、というその議論の根底には、今の保育園の制度が色濃くある、ということではないかと思います。現行の保育園よりも短いので、それでは困ってしまう、という議論に繋がって行ってしまいます。そのあたりの突っ込んだ議論はされなかったのですが、そのあたりを踏まえると、議論がしっかりしつくされたという感じではなかったです。

委員

どんないい案でも、予算の裏付けはどうしてもいると思います。それなしに、というのは絵に描いた餅で、これはやはり考えないといけないと思います。私たちが今までこども園について話し合ってきたことで、子どもを育てやすい新都市にしたいというこの思いは議会でも共有できると思います。ですので、どこかでおとしどころは見つかると思います。

委員

教育委員会でも共育を推進していますし、みなで育てていこうというのは同じですよ。8：30～15：00というのは、幼稚園は9：00～15：00ということで、幼児教育を考えると、やはりその時間になるということですよ。

教育部長

そうです。色々、検討委員会の議論の中でも議論されていた経緯があって、その幼

児教育を施す時間というのは、現行の幼稚園の時間帯が一番いいだろう、という結論に達したわけです。それ以降は親の終業形態に合わせて自由に選択できますよ、という風にしたのははずです。

委員

先ほど言われたように、予算の裏付けは必要だと思います。だけれども、教育の問題で色々なことをやっていく時に、お金が先行したら教育は進まないと思います。こういう教育をやりたい、それをやるためにこれだけの予算がいる、それをぶつけ、そのやりとりのなかで妥協案が出てきます。今回の議会の議論では、お金が先行していると思います。お金を出すのか出さないのか、財源があるのかないのか。2億というものをどうみるのか。高いと思うのか、それをすることによって新城市へ移ってくる人が増加すればどうなのか。色々観点はあるかと思えます。私がお願いするのは、もう少し突っ込んだ議論を議会でやり、それを一般市民にわかりやすく説明してほしいと思います。新城市が考えている、地域で子どもを育てるとか、その理念はわかったというが、実際どこをどうわかっているのかがわかりません。わかったというわりには、結論は否決されているわけです。何もわかってないと私は思うのです。お金がないからだめだ、というのはものすごく一方的な結論であって、本当の意味での理念がわかっている結論ではないと思います。

委員

1ついいですか。当然のことですが、議会でもいじめのことは重く受け止められていて、岐阜県の可児市や愛知県の犬山市がいじめ防止条例をつくる動きがありますが、新城市は検討しているのか、どうなのでしょう。

教育長

今のところ考えておりません。条例をつくっていじめがおさまるなら、こんな簡単なことはないと思います。もっとやるべきことは他に多々あると思います。

日程第3 協議・報告事項

(2) 平成25年度教職員定期人事異動方針について

委員長

日程第3、協議・報告事項(1)平成25年度虚位職員定期人事異動方針について、学校教育課、お願いします。

学校教育課長

お願いします。お手元の資料の、平成25年度教職員定期人事異動方針について、というものをご覧ください。これを表紙としまして、以下10ページにわたって資料がございます。表紙になるところをみていただきますと、1から8までございまして、1と2が新城市に関わるもの、3から8は県の教育委員会から示されたものです。それについては、4ページ以降にあります。教職員定期人事異動方針、その実施要領、県費負担市町村立学校事務職員、学校栄養職員につきましては、昨年度と変わらないということで、昨年と同じものがのせてあります。これを受けまして、新城市として

は1ページに書かれたものですが、平成25年度新城市教職員定期人事異動方針をたてています。昨年ふまえた変更点とかわりありませんが、確認の意味でご覧ください。2行目から3行目の、「市がかかえる教育課題及び小学校再配置に対処しつつ」というところが加わっていますが、これについては引き続き加えています。それからずっと、一番からありますが、1から5まで同じです。6番のところに記載してある内容ですが、県のものにつきましては事務職員、栄養職員、別ですが、新城市のものについては一括しておりますので、ここにあります事務長、主査等についてはそれに関わるものですので、盛り込んであります。

次のページへいっていただきまして、2ページと3ページは平成25年度新城市教職員定期人事異動実施要領となっております。これも今までと同じものであります。大きな2番の教職員人事の(1)転任の部分がありますが、この①のところの部分で、「同一校勤務が10年を超える」という表現、②の「同一校勤務が3年に満たない者」という表現ですが、以前は違う表現をしていましたが、これを県のものにあわせる、ということでそろえてあります。これも昨年度変えてそのままです。それから、②のなかで、拠点校指導員となっていました、正式名称は拠点校指導教員ですので、改めました。③のところの、同一地区勤務云々のところですが、以前は同一地区15年を超える、となっていました、昨年変えましたので、これも継続して残してあります。それ以外のところにつきましては、先ほどの拠点校指導教員のところ以外につきましては、昨年度のものを継続したいと思っていますので、ご検討ください。

委員長

わかりました。それではご質問ありましたら、お願いします。

委員

組織が生きるのも死ぬのも人事次第というところがあるので、みんなが希望を持ってがんばれるような、そういう人事でありたいと思います。人間が人間を評価するというのはどうしても感情が入ってくるけれども、これに流されないような、とにかく公正を心がけてできるといいな、と思います。当たり前のことですが、その都度肝に銘じていきたいなと思って発言しました。

委員長

ありがとうございます。それでは次に移ります。

日程第3 協議・報告事項

(3) いじめの対応について

委員長

日程第3 協議・報告事項(3)いじめの対応について、学校教育課お願いします。

学校教育課長

まず資料ですが、教育長の答弁に関わるものがございます。その後に、児童生徒調査というものがございます。文科省からの調査の集計結果がまとまりまして、それがこれになります。これは、いじめの認知件数の調査です。いわゆる学校でのアンケート

トで、嫌なことや悪口を言われた、つらい思いをしたなど、子どもの思いを中心に
して調べたものです。各学校で出てきたものを集計し、教育長の議会での答弁でも使わ
れましたが、小学校でいじめの認知件数として147件、中学校9件、そして解消し
ているものということで小学校138件、中学校8件となっております、これ以外
の解消されていないものについても、継続した見守りをしたりだとか、これが今のと
ころ大きなものになっているとか、そういうことはありません。前回の話で、学校か
らの月例報告では2件ということで、数字が変わってきているのですが、捉え方の違
いということで見ていただければいいのかな、と思います。(3)の、ところのいじめ
の様態につきましては、①の冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言わ
れる、というところが圧倒的に多く、その次が③の軽くぶつけられたり云々というと
ころです。重大なものはございませんが、慎重にみていきたいと思っています。

その次の資料ですが、ここからはいじめの対応を学校としてどうしていますか、と
いう学校へのアンケート調査の回答を集計したものです。見ていただければよいです
が、若干補足をさせていただきます。まず問1のところの、いじめ問題への取組につ
いての点検をしていますか、というところですが、小学校中学校ともに、いいえと回
答したところが3校ずつあります。これについては、回答を得た後、電話で担当者に
聞き返しをしています。アンケートの文言をどう解釈するかによりまして、点検項
目と言われるほどの細かいものはないが、チェックをしているという意味合いで、点
検項目という言葉に引っかかって、いいえという選択にしたが、点検はしている、と
いうものでした。

それから次のページの間3でございますが、いじめを把握した時の対応について、
とありますが、③の速やかに教育委員会へ報告していますか、というところで、いい
えという小学校が3校あります。これも電話で確認したところ、これはいじめがなか
ったので、報告していないということで、これもアンケートの文言をどう捉えるか、
ということですので、もしいじめがあればそうするけれども、ないので、いいえとす
るということです。また、はいの中にも、もしそういうことがあったら、という仮定
でのこととして、ということで回答しているところもあります。

その下の問4、校内研修を実施しましたか、というところですが、これについては
若干問題かなと思われるのが、未実施というところが小学校で6校、中学校で1校あ
ります。これについて、問い直しをしたところ、検討中というところもありましたが、
今のところ必要もないし、必要も感じない、確かに少人数の学校などで、子どもも少
数で何も問題がないというようなどころもあります。これについてはやはり、どん
なことが起きるかわからないので検証するように、こちらの方から指導をする予定で
す。

それから問6、児童生徒の日頃の行動や態度について、学級内・学年内にとどまら
ず、職員会議等の場で情報の共有化が図られていますか、ということで、その回数を
問うものですが、5番目に、上記以外というものがありますので、これについて確認
をしたところ、特に決めていなくて、これは少人数の学校ですが、みなが集まった時

に話ができているので、不定時行っているという回答でした。

問8ですが、いじめや暴力行為等に関するきまりや対応の基準を明確にしたものを保護者や地域住民等に公表し、理解と協力を得るよう努めている、という問いに対して、いいえというものが小学校で16校、中学校で4校でした。これについても確認したところ、アンケートの言葉をどう解釈するか、というところでして、きまりや対応の基準を明確にした、というところで、そこまで基準が明確になっていないので、いいえなのですが、もちろん理解や協力は得ようとはしている、という答えが返ってきました。

それから、問9の犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応していますか、という質問ですが、それに対して通報しない、というのが3校ありました。これも、先ほどと同じなのですが、こういう事態がないのでしてない、ということでした、これももしあればする、ということでした。これも文言の解釈の違いです。

それから問11ですが、学校警察連絡協議会を開催していますか、というものに対して、いいえが小学校16校、中学校5校あります。これについても、各学校へ電話で確認をしましたところ、例えば駐在さんが行事にきてくれた際にそこで話をするとか、毎日見回りをしてくれるのでそこで会話をするとか、学校近くの駐在さんとは連絡が頻繁にとれるということで、わざわざそういう会を設けなくても駐在さんを中心に連絡が取れる、という意味でのいいえ、ということです。全く警察との連絡が切れている、ということではありませんでした。以上がいじめについての学校での対応のアンケート結果です。

続いて、「新城市いじめ対策マニュアル（案）」というのがありますが、これまで新城市がいじめに対してしてきた取組そのものが、マニュアル化はされていなかったものですから、そういうものを作成しました。ご説明します。4つの柱を掲げていますが、未然防止のもの、実態把握、迅速対応、事後対応です。そしてその1点目、未然防止ですが、まず何といても未然に防ぐことが大切であります、その1つが共育で子どもの命を守る、互いに認め合い、助けあえる学校づくり、学級づくりを進める、ということです。その細かな方向につきましては、1の共育で子どもの命を守る、というものの二行目にありますが、子どもは地域の宝であり、その宝を学校、家庭、地域が協力して見守り、心豊かな子どもを育てていくという考え方、これを大事にしたということです。それから、2の互いに認め合い助け合える『学校づくり』『学級づくり』につきましては、まず良好な人間関係づくりということで考えていきたいし、規範意識を高めることも大切である、と訴えていきたいと思えます。これを見やすくまとめたものが、次のページにあります。「新城市いじめ対策マニュアル（案）」ということで、図式化したものです。今ご説明したものの、名称と流れがわかるようになっています。

あと1点ですが、次の資料をご覧ください。「新城市いじめ・人権サポート委員会設置要綱（案）」となっています。これにつきましては、すでに平成20年に作成されて

いましたものを、今回見直してはどうか、という提案でございます。手書きで書きこんでございますが、所掌事務のところの第3条の(1)ですが、これまでは市教委に相談のあったいじめ問題及び人権侵害問題の対応について助言する、とありましたが、人権侵害問題の対応、の後に「及び調停」ということを入れて、いわゆる第三者機関としての働きを持たせてはどうか、という提案でございます。(3)ですが、その他、いじめ問題及び人権擁護に関する情報交換をする、とありますが、「その他、必要に応じて」、ということで昨年はそういった事態がなかったということで開かれませんでした。こういう今の状況の中で、そういうことがなくても開けるように、必要に応じて、という文言を入れたらどうか、という提案でございます。

それから次のページですが、前はこの要綱は平成20年4月1日から施行する、ということですが、今回直せば、そこに日付が入るわけです。またその下の4条関係、別表に人権擁護委員、児童相談所主任主査、カウンセラー、警察生活安全課課長、教育委員の方の名前がありますが、第3者委員会ということを考えますと、ここに教育委員さんがあるということは、第3者委員会になりにくいのではないかと思います。次のページの別表を見ていただきますと、人権擁護委員、児童相談所員、カウンセラー、警察署生活安全担当、その他主任児童委員、弁護士、医師などから決めていったほうがよいのではないかと考えていますので、提案をさせていただきます。以上です。

教育長

少し補足をします。いじめの大きな事件が起こるたびに、その都度対応、対処はしているのですが、これは文科省から出てきた対応・対処ということであって、根本的なところでの姿勢、議論が深まっていないと思います。大事なものは、表面を取り繕うのではなくて、もっと根本を考え直すではないか、というスタンスで「人権」という見地から、1人1人の子どもの命、存在を尊重しよう、違いを認め、お互いにしっかりと人間関係で結ばれた、そういう絆を築くということが、学校現場において非常に大事ではないでしょうか。そして、「人権」の視点で「大津いじめ事件」から何を学ぶか、ということで「個人のアイデンティティの醸成」と、「生き方を学ぶ教育」の推進、ということで9枚ほどにまとめましたので、一度目を通していただきますと、おわかりになるかと思えます。

委員長

では、5～6分時間を取りますので、読みましょう。お願いします。

委員

内容について、大賛成です。時間をかけてこういった環境をつくりあげていければ、と思います。また、これとは反対の意見ですが、現実には客観的に見なければいけません。企業などですと、その中に監査するセクションがあります。これは、自分たちの会社を自分たちでみて、実際に本当にいいのかどうか、という内部監査があります。どうしても取引先があるので、その製品がきちんと作られているかどうか、という監査があります。さらにそのルールを国際規格に照らし合わせると、全く関係ない

審査機関がきてやるわけです。その製品が世に出るまでに、第1者、第2者、第3者とやるわけです。学校にとっては、その第3者機関というものが、色々な刺激をさせてしまう部分があるかと思いますが、学校側がいわゆる調査をしたものと、そうでないものは一度検討材料としてあげたほうがいいな、と思います。手前味噌になってしまふところもあるので、我々も内部監査をしっかりとやっていますよ、というのがでてきます。

ただ、もう少しこうした方が、だとかそういったことが見えるのは取引先だと思うので、そういう目で見てもらう方がいいと思います。特にいじめの問題については、隠れてしまう部分が多いです。あがったものについては意外と対応できてしまうので、また教育長が言われたように、未然に防ぐのはとても大事ですが、あがってこないものに対して、そう解決させていくのか、なかなか内部調査だけでは出てきません。それは現実的にあるのです。それを、結論は出せないですが、察知できる場所があれば未然に防げると思うのです。起こったものについては、警察が入るなり、色々な対応が出てきますが、まず実態が本当はどうなのか、言葉では簡単ですが、刺激をあまりせず実態をうまく把握するような機関がないと、と思います。実際、子どもたちは気をつかって、やっていないと言った時に、そのあたりがわかる尺度だとか、そういったものについてはどうなのでしょう。

学校教育課長

今日、午前中に校長会議を行った際に話題にしたのですが、第3者機関ではないですが、わかるものの材料として、質問紙に答えるかたちでの、心の中をみる、というかたちのものがありまして、それについて話題にしました。質問紙に答えていく中で、学級満足度だとか、そういうものをみます。特に年齢が上がっていきますと、だんだん自分の弱みをみせたくないという実態がありますが、質問紙に答えていく中で、本当は我慢しながら学校生活を送っている、というようなことがわかってくる、というものがありますので、そういうものを含めて活用していけたらと思います。また、新城市内の学校でそういうものを行っているか、と聞いたところ、残念ながらなかったですが、それを紹介したことと、隣の豊川市では何校か取り組んでいる学校もありますし、研究発表をする、という学校も聞きましたので、教育委員会としても検討していきたいと思っています。

委員

心の教育の推進と言われておりますが、もう少し個人のアイデンティティの醸成とは、具体的に日常の生活や授業の展開のなかでどういうかたちで取り組んでいくのか、道徳教育などでやっていけばいいのか、今もそれはやっているわけですが、あまり効果を発揮してないですとか、そのへんでまずいじめの本質、事件から何を学ぶかというところのアイデンティティの問題で、具体的に話をしていただければ、と思います。

教育長

非常に地道な活動なのですが、新城市で行っている三多活動、たくさんの本を読むこと、これについては、今年は特に伝記を読もう、というかたちでやっていますが、

子どもたちの実際の人生体験、生活体験、これプラス仮想の様々な人の生き方、それも知ることによって自分なりにどう生きるか、という精神的な肥やしというものが醸成されてくると思います。それは単に道徳で命の大切さを1時間、2時間やったというよりも、もっともっと収穫の多いことですし、それから学級指導等でこういった問題が出た時に、学級担任を中心として子どもとじっくりと話し合うといったような場面、こういったことを設定することによって実際の人間関係のなかで、自分がどう生きていいか、立ち回ったらいいかということを学んでくるかと思えます。

ですから、この三多活動のなか、あるいは新城の三宝といったなかにおいて、貢献活動、これをするによって、自分がやったことが人に喜ばれるという体験をすることが非常に大事な、と思えます。そういった中において、地域の人との関わり、地域の自然や伝統、文化のなかで醸成しておくのではないかな、と思えます。

具体的な対処をこうしている、と言った方が社会は満足するかもしれませんが、もっとそうではなく、地道なところでの活動が大事だと思います。

学校教育課長

警察につきましては、このアンケートにもありましたが、定期的なところで、行事で招いたりだとかで会話をしていますので、継続していくということですが、生活安全課との関わりなどはすぐにできると思えます。警察とは情報交換部会などで、しょっちゅう情報交換をしていますし、様々な会議もしています。それから学校の物を壊す、暴力行為等あった時には、常に連携を取って進めておりますので、生活安全課も新城市内を中心として大変よく理解しておってくださいます。

委員長

警察は、目のつくところに出られることはありますか。

教育長

基本的には私服です。

学校教育課長

あまり制服でいると、何か事件があったのかと思われましてし、普通の格好で来てもらって、何かあった場合には対応してもらおう、というのがいいかと思えますが。

委員長

私は、制服などでわざと買い物へ行ったりしてもいいと思っています。学校ですと難しいのでしょうか。では、今日の資料をいただきまして、検証をさせていただきます。

いったんここで休憩をはさみます。

(休憩)

日程第3 協議・報告事項

(4) 子ども市民プールの利用実績について

委員長

日程第3、協議・報告事項（4）子ども市民プールの利用実績について、スポーツ課をお願いします。

スポーツ課長

子どもプールの利用実績について申し上げます。平成21年から始まりました市民プールの利用につきましてですが、今年は7月28日から8月26日、26日間開催しました。そのなかで、平成21年は1937人、平成22年は1999人、平成23年は2006人、今年は2217人の利用者がございました。天候にも恵まれたせいか、雨が3日間、曇りが3日間というなかで、2217人という利用実績ができました。以上でございます。

委員長

ありがとうございました。ご質問がございましたらお願いします。では次にうつります。

日程第3 協議・報告事項

（5）その他

委員長

（5）その他、ございましたらお願いします。

日程第4 その他

（1）新城市教育委員会表彰式について

委員長

日程第4、その他（1）新城市教育委員会表彰式についてお願いします。

教育総務課長

では、（1）新城市教育委員会表彰式についてご説明させていただきます。先の教育委員会でご検討いただきました受賞者を含めての表彰式ですけれども、資料をご覧ください。今年は10月2日、午後9時半から、新城文化会館の大会議室で開催をされますのでご出席をお願いします。資料に当日の流れものっていますので、そちらをご覧ください。今回お役がありますのは、教育委員長さんですが、当日表彰者への賞状の授与、それからご挨拶をいただくことがございますので、委員長さんにおかれては9時10分までに文化会館の大会議室受付の方へお越しいただきたいと思っております。それ以外の委員さんについては、9時30分までに会場にお越しいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長

ありがとうございました。（2）教育委員の任命及び臨時教育委員会議の開催について、教育総務課をお願いします。

教育総務課長

先ほど部長からの議会報告のなかで、新しい委員さんが任命の同意を得られたということで、例年11月29日に臨時教育委員会を開いていただきまして、委員長、職

務代理者の選任をいただいております。今年ですけれども、日程予約をさせていただきたいのですが、11月29日が木曜日になります。新しい委員さんへの辞令交付式が市長室であるのですが、時間が午後1時半からということです。この時の出席者については、市長、教育長、教育部長、企画部長、人事課長が該当しますが、皆様方についてはその30分後、午後2時から臨時教育委員会ということで教育長室で委員長の選任、並びに職務代理者の指定の会議をもっていただきますので、ご予定をお願いします。以上でございます。

委員長

ありがとうございました。では次に入ります。(3) 学校環境改善に向けた教職員と教育委員との懇談会について、学校教育課、お願いします。

学校教育課長

次の資料をご覧ください。学校環境改善に向けた教職員と教育委員との懇談会(案)というものがございます。去年は色々な都合で開催できなかったのですが、もう1年前に、平成22年の同じような時期にあったかと思います。教育委員の皆様方と、あるいは学校の教職員、事務職員と、全体的な代表とが短い時間の中ですけれども、その中で学校現場の教育活動のことですとか、職員の勤務状況等について話をさせていただく、という会になります。予定は、11月27日(火)、15:30~17:00、はつらつセンターを場所として考えております。最初、委員長さんに挨拶をいただきまして、そのあと現状についてということで、自己紹介を兼ねて話をさせていただいて、意見交換ということです。出席については、教育委員さん全員です。メンバーですが、いわゆる管理職ははずして、教務主任の代表、校務主任の代表、教員代表、女性代表、青年代表、養護代表、特別支援担当代表、若手代表、栄養教諭代表、事務職員代表を集めまして、年齢層は20代、30代、40代ぐらいになります。よろしくをお願いします。以上です。

委員長

それでは11月27日よろしくをお願いします。ご質問ありますでしょうか。

教育長

司会は誰がやりますか。取り回しについては。

学校教育課長

わたしがやらせていただきます。

委員長

(4) 資料館・保存館の「秋の特別展」について、文化課をお願いします。

文化課参事

私から、資料館、保存館の「秋の特別展」についてご案内申し上げます。資料をご覧ください。まだ校正段階のものですが、資料館で10月から「奥平 長篠から中津へ」という特別展、それから保存館で「長篠籠城武士 林主水の足跡」という、奥平関連の展示を行います。今回特に資料館の方につきましては、大分県中津市の中津城、奥平家、中津市の教育委員会、自性寺様、家臣の末裔の方から多大なるご協力をいた

だきまして、約50点をお借りしてきます。特徴としましては、この関連行事にありますように、湯浅学芸員が、東京大学史料編纂所の協力員ということで、長篠合戦の時のものを調べておりました、例えば鳥居強右衛門は逆さ張り付けであったとか、それはそうではないよ、といった話があったり、そういったことで資料編纂所のご協力によりまして、11月3日と10日、それぞれ土曜日ではありますが、講演会を設けております。

保存館の方につきましては、林主水という人はどういう人かということをお簡単に言いますと、奥平家の下級武士だったのですが、設楽原合戦の戦没者の遺体等を見て、武士をやめ医王寺に修行に行きました。奥平が新城に15年間いますが、天正18年、お国がえになると、一緒について行きて、修行し、今例えば追分という中山道の宿、そこに泉洞寺というお寺さんがあります。その開山になったり、群馬の有名なお寺の開山として迎えられています。今、私がおその末裔の方とつながりがあるものですから、そこから40点ほど品物をお借りしました。それから、つい最近ですが、長篠城の地元、乗本の梶村さんという方がいるのですが、その方から、今度の新東名で中山砦が滅失してしまいます。一昨年、8月に県の埋蔵文化センターが発掘調査をしまして、2点、鉄製の矢じりが出てきました。文化課の学芸員を通じまして、埋蔵文化センターへ交渉しましたところ、期間中貸していただけるという話を得ましたので、その矢じりも保存館の方へ展示をしていきます。1つは、話題としていいのかな、と思っております。以上でございます。

教育長

矢じりはどのくらいの大きさですか。

文化課参事

長さが10センチ、刃の幅が2センチ、刃の長さが5.5センチということで、そんなに大きいものではありません。織田式のものではないか、と言われております。なんとか話題を振りまいて、多くの集客を、と思っております。よろしく願いいたします。

教育長

全国を相手に発信したいですね。

委員長

ありがとうございました。次に入ります。(5)博物館の10月の行事について、文化課お願いします。

文化課参事

鳳来寺山自然科学博物館では、10月の行事といたしまして、この9月29日からですが、「きのこ展」をこの10月まで行います。これは長年やってきていることですが、こういった山間地域ですと、きのこが秋のシーズン大変人気がありまして、特に野生のきのこはたくさん出る地域です。こういったものが食用になるだとか、そういったことが地元の人にはとても関心事になると思いますので、そういった実物のきのこを展示し、見ていただこうと考えています。食べられる、食べられないということ

だけではなく、自然界のなかでこのこが果たしている役割だとか、そういったものも紹介したいと思っています。それから関連した行事なのですが、10月7日に鳳来寺山周辺で、きのこの観察会を行います。それと10月21日には、本宮山の秋の植物の観察会も予定しております。これから非常にいい季節を迎えます。自然観察も色々なかたちで行いながら、展示会等へもみなさん足を運んでいただけるようにPRをしていきたいと思っています。以上です。

委員長

ありがとうございました。1ついいですか。このはくぶつかんだより、すばらしいのですが、どのぐらいの割合で出しておられるのですか。

文化課参事

不定期なのですが、2か月に一度は出したいと思っています。

教育長

記事の中で、中学生ボランティアが参道掃除を実施ということで、8月21日に行ったということですが、高校生はどうですか。

文化課参事

11月14日に行うと決まりました。

委員長

ありがとうございました。それでは次に入ります。(6)スポーツ課10月の行事について、スポーツ課お願いします。

スポーツ課長

ご説明させていただきます。第45回、市民歩こう会、作手高原の秋をお楽しみください！ということで10月8日、体育の日に開催いたします。昨年も計画しましたが、あいにくの台風で開催が中止になりました。昨年計画したものを今年に延ばして開催しております。以前から行っておりましたスポレク大会を、参加者が少ないということで、何かかわった視点から、ということで作手・鳳来・新城、1年ごとの持ち回りでそれぞれコースを設定してやってみようじゃないか、ということで始まったものでございますが、初っ端が台風で、出鼻をくじかれたような状態です。コースですが、体力コース10キロ、健康コース6キロというかたちで開催しております。新城地区、鳳来地区にお住いの方については、バスの送迎も考えております。現時点で、144名の参加申し込みがスポーツ課にきています。申し込み締め切りが10月1日です。皆様もぜひご参加ください。

次に、来月の話になりますが、新城ラリー2012を開催いたします。11月3日、4日、土日になりますが、JAF全日本ラリー選手権第9戦と、JAF中部・近畿ラリー選手権第6戦、TRDラリーチャレンジ2012第5戦ということで、開催します。

11月3日に全日本と中部・近畿ラリー、4日には全日本とTRDラリーが行われます。メイン会場を桜淵いこいの広場、そしてスペシャルステージということで、3日には林道玉ノ木線、県道438号線、林道雁峰線、4日には林道雁峰線、林道玉ノ木線、県道527号線、ギャラリーステージといたしまして、両日とも桜淵重川池周辺

で観戦ができるようになっていきます。主催は JAF 加盟クラブモンテカルロオートスポーツクラブと新城市、大会名誉会長は愛知県知事をお願いがしてあります。大会長に新城市長ということで開催しまして、現在、4日に知事が来る、ということで調整しております。後援は内閣府英国大使館対英投資部です。イベントは4つのコーナーにわかれています、見るコーナー、食べるコーナー、体験するコーナー、日本赤十字社による献血及びドナー登録コーナー、というかたちで進んでおります。目標観客数は延べ人数で2万人ということで進めております。ぜひご観覧いただければと思っております。

次に、1月20日に開催します、第37回新城マラソンの開催要項が刷り上がってまいりましたので、本日お手元へお届けしました。こちらは、新城市のスポーツ行事のなかでも、非常に多くの市民の方が参加していただいております。去年は、過去にない大人数の参加でありました。今年も、駐車場がない、といううれしい悲鳴となるように、みなさんのご協力をお願いしたいと思います。以上です。

委員長

ありがとうございました。ご質問ございましたらお願いします。

では次に移ります。(7)生涯学習課の行事について、生涯学習課お願いします。

生涯学習課長

図書館まつりの結果報告をと、市民大学についてご説明させていただきます。8月29日から9月2日までに行われた図書館まつりには、期間中850名の入館者がありました。それと合わせて、図書館まつりで怪我をする事故がありましたので、報告させていただきます。最終日の9月2日、午後4時20分頃、写真や絵を飾るパーティーション、これを片づけている時に、そのパーティーションをつなぐ支柱をはずした拍子に、支柱が倒れて、お手伝いに来られていたボランティアグループの方の、2歳の女の子の頭に当たりまして、1センチぐらいの切り傷ができる事故がありました。実行委員会の委員の方が、そのまま休日診療所へ診察に連れて行っていただきましたが、日曜日ということで、患者さんが多く、その足で豊川の青山病院へ行っていただいて、診察してもらったところ、右から側頭部に約1センチの切り傷ができておりました。他に異常はみられなかったため傷口を消毒する程度、縫うほどではなく済みました。そしてその後、帰宅をされました。翌日、朝夕と、部長と一緒にご自宅へ様子を見に行かせていただきましたら、子どもさんは元気に遊んでいたもので、一安心したという状況でございました。実行委員会も、図書館としましても、今後も続けていきたい事業でありますので、10月9日にはまた実行委員会もありますので、そのあたりも十分気をつけていきたい、という話をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、新城市生涯学習市民大学の講座についてご説明させていただきます。

11月24日(土)、12月1日(土)に開催します。第1回目につきましては、愛知大学教授の岩崎正弥先生により「地域学とまちづくり」と題しまして、地域学の可能性を通して、明日の生涯学習について講演をいただきます。第2回目につきま

しては、豊橋技術科学大学准教授の大門裕之先生によります「パラダイムシフトによる下水処理場のワンダーランド化」と題しまして、下水処理場でつくった野菜と海藻は商品となるのか、先進的モデルの実証実験を紹介しつつ、下水処理場の新しい実験について講演をしていただきます。ぜひご聴講ください。

委員長

ありがとうございました。ご質問ございましたらお願いします。

2歳の子の医療費はどちらが負担したのですか。

生涯学習課長

2歳ということ、かからなかったということです。

委員長

他にご意見がございましたらお願いします。

学校教育課長

庭野小学校で、音楽を楽しむ会ということで、ずっと続けている音楽の発表会がごございます。ちょうど次回の定例会議の日と重なりまして、もしみなさんの都合がいいようでしたら、途中で見に行っていただけといいのかな、と思います。いかがでしょうか。市の指定事業でもありますので、会議を中座してうでこき集会を見て、その時に教育長の講評もして、というようなかたちにして、それまでに終われば終わる、というかたちで、終わらなければまた戻ってくるということでご賛同いただけたら、と思うのですが。

委員長

はい。時間についてはどのようになっていますか。

学校教育課長

1時から2時まで会議、それから中座して見に行き、また帰ってきて3時15分から終わるまで、ということでお願いします。

委員長

みなさま、これでよろしいでしょうか。了承を得ましたので、よろしく申し上げます。

では、次回会議ですが10月30日（火）、午後1時からとします。場所は市民体育館第1、第2会議室です。

それでは、これで平成24年9月の定例教育委員会を終了いたします。ありがとうございました。

委員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記